

事前意見提出

令和2年11月6日

■優先度を踏まえた個別計画の策定関係

- 【本人記入の個別計画】に関し、本人（家族等を含む）が市区町村の定めた様式に記入するという方向性が示されている。
- 本人記入の個別計画はよいが、基本的には、全市民に対して、自己チェック及びチェックの結果に基づく避難計画の自己作成を働きかける、また、自己チェックの結果、行政等の協力が必要と自己判断した場合の市民からの相談窓口を作り、個別計画が必要な市民を拾い上げるというという仕組みが必要ではないか。
- その際、全市民が様式に適切に記入できるか考えたときに、チェックシートのような記入を支援するツールも併せて整備することで、行政や福祉が把握していない市民が拾い上げられると考えられる。
- チェックシートは、例えばチャートのように、記入することによりリスク分類等が分かり、特に問題がある人は行政等との個別計画の策定につながるような仕組み作りが望ましいと考える。

■（福祉専門職の）「業務」についての考え方関係

- 個別計画策定の業務に福祉専門職の参画を得る手法について、具体的にどのように考えるかを検討するという方向性が示されている。
- 医療的ケアを受けている一方、福祉サービスを受けていない者も少なからず存在する。
- このため、福祉専門職の参画を得る手法の検討と併せて、かかりつけ医などの医療職の参画を得る手法についても併せて検討することが重要と考える。

■要配慮者が避難できる避難所の確保の促進策関係

- 一般避難所においても、感染症対策や熱中症対策、良好な生活環境の確保のため、要配慮者の滞在スペースについて、避難所の空間配置図等において計画することにより、適切に確保するという方向性が示されている。
- 感染症対策や熱中症対策は、医療職の関与が不可欠である。
- このため、医療職の助言を得つつ避難所の計画、検討を行うことが重要と考える。
また、避難所の開設後においても随時、必要に応じて医療職に相談を行える仕組みづくりの検討を行うことが重要と考える。